

## 第3委員会報告資料

国家戦略特区「福岡市グローバル創業・雇用創出特区」  
の取組みについて

平成27年6月  
経済観光文化局



## 1 国家戦略特区について

経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域（以下「国家戦略特区」という。）において、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するもの。

福岡市は、国が実施した国家戦略特区の提案募集に、福岡地域戦略推進協議会と共同で提案を行い、東京圏、関西圏などととも全国で6つ（現在は地方創生特区を合わせ9つ）の国家戦略特区の一つとして指定を受けている。

## 2 経緯（国家戦略特区指定以降～）

- H26. 5. 1 国家戦略特区の区域を定める政令の公布・施行及び区域方針の決定
- H26. 6. 28 **第1回 区域会議開催**  
特区の名称などのほか、エリアマネジメントに係る道路法の特例等を盛り込んだ区域計画素案や追加の規制の特例措置等について提案・協議
- H26. 9. 25 **第2回 区域会議開催**  
「雇用労働相談センター」に係る区域計画（案）を協議・決定するとともに、追加の規制の特例措置等について提案・協議
- H26. 11. 22 エリアマネジメントに係る道路法の特例を活用したイベント「FUKUOKA STREET PARTY」を開催（～H26. 11. 24）
- H26. 11. 29 雇用労働相談センターを福岡市に設置（全国初）
- H27. 3. 21 エリアマネジメントに係る道路法の特例を活用したイベント第二弾「FUKUOKA STREET PARTY F. W. F(ファッションウィーク福岡) 2015 version」を開催
- H27. 3. 25 **第3回区域会議開催**（後掲3参照）

## 3 第3回区域会議（H27. 3. 25）の概要

### (1) 出席者

石破茂 国家戦略特区担当大臣，高島宗一郎 福岡市長，竹中賢治 地方独立行政法人福岡市立病院機構理事長，平将明 内閣府副大臣，西村康稔 内閣府副大臣，小泉進次郎 内閣府大臣政務官，秋山咲恵 国家戦略特区WG委員，原英史 国家戦略特区WG委員，八代尚宏 国家戦略特区WG委員，山崎建典 福岡県副知事

### (2) 議事の概要

#### ア 認定申請を行う区域計画（案）について

市立病院機構が、こども病院において、高度な技術と経験を要する治療等を行うため、新たに病床6床を整備することを盛り込んだ区域計画（案）を協議・決定

#### イ 福岡市スタートアップ分科会の設置について

全国のベンチャー企業など新規事業を行う民間事業者等のための「規制・制度改革の提案窓口」として、区域会議の下に福岡市スタートアップ分科会を設置することを協議・決定（[参考1](#)参照）

#### ウ その他（追加の規制改革事項など）

- ① 追加規制改革事項等の進捗状況について事務局より報告（[参考2](#)参照）
- ② 福岡市より、電波法に係る規制緩和等について提案（電波法に係る規制緩和については、[別紙](#)参照）

## 電波法に係る規制緩和について

## 1. 提案の背景

## (1) 現行の法制度(電波法)

- ・電波を発する電子機器の使用については、電波法の規定により免許が必要。
- ・例外として、電波の出力や周波数に制限を設けたうえで免許を不要としているが、「技術基準適合証明」(通称; 技適<sup>ぎてき</sup>)が必要。

## (2) IoT を活用した新たな付加価値を生み出す企業ニーズ

- ・世界的な IoT (Internet of Things) の流れのなかで、通信技術を活用し新たな付加価値を生み出す製品開発を低コスト、タイムリーに行いたい企業ニーズが高まってきている。

※ IoT: あらゆるモノがインターネットにつながり通信機能を持つこと

## (3) 現行の法制度の問題点

- ・電波暗室といった特別な設備を利用する場合以外は、電波を発するには「技適」が必要であり、自社で設備を持たない中小企業やベンチャー企業にとっては、設備利用のための使用料や順番待ちなどの費用や時間が負担となっている。
- ・製品化に結びつかなかった場合は、その証明にかかった経費や時間が無駄となるため、ビジネススピードを損ねる要因となっている。

## 2. 提案内容

## (1) 目的

- ①IoT の流れに沿った新たな付加価値の創出といった企業ニーズへの対応。
- ②福岡市の強みである情報関連産業の集積を活かし、国家戦略特区を活用することで、ベンチャー創出や既存企業の第2創業、MICEの促進につなげる。
- ③福岡発のイノベーションの創出と我が国の国際競争力強化への貢献

## (2) 対象

## ①電波の出力や周波数

- ・他の電波利用者への影響が少ない出力の弱い電波
- ・IoT で多く活用される Bluetooth, WiFi などを使用される周波数帯

## ②機器等

- ・開発段階や見本市等でのデモンストレーションでの試作品

## 電波法に係る規制緩和について

世界的な“IoT (Internet of things)”の流れ  
(いろいろなモノがインターネットを通じて結びついていく世界)

<企業のニーズ>データ通信を活用して、新たな付加価値を生み出す製品開発を  
低コスト、タイムリーに行いたい。

### 試作段階であっても「技適」取得が必要

- ※電波暗室を使用した試作実験であれば「技適」不要だが
  - ⇒ 自社で暗室設備を持たない中小企業やベンチャー等は設備を借りる必要が生じる
- 取得費用：数十万円～（施設利用料など）
- 取得時間：取得まで手続きに時間がかかる  
（データ収集のための実験施設が順番待ちなど）
- ★製品化に結びつかなかった場合は無駄な経費や時間が発生

### 【電波法】

電波を発する国内外の電子機器は「技術基準適合証明（通称；技適）」を受けなければ使用できない。



技適マーク

### <規制緩和要望>

開発中や見本市でのデモンストレーションに出品する試作品に限り、技術基準適合証明について制度の見直しを求める

※ただし、他の電波利用者への影響の少ない出力かつ周波数帯を対象とする

- ITベンチャーの創出
- 既存企業の第2創業促進
- MICEの促進

IoTの流れに沿ったイノベーションの創出と国際競争力強化

# 参考1

## 「福岡市 スタートアップ分科会」の設置について

### 1、趣旨

- 福岡市グローバル創業・雇用創出特区の区域方針の早期実現に向け、全国のベンチャー企業など新規事業を行う民間事業者等のための「規制・制度改革の提案窓口」として、区域会議の下に「福岡市 スタートアップ分科会」を設置し、いわゆる岩盤規制改革など、多くの事業者の共通課題となっている規制・制度改革について重点的・集中的に検討し、その成果を区域会議に提案する。

### 2、構成員等

- 国（内閣府）、自治体（福岡市）、民間事業者に加え、国家戦略特別区域諮問会議有識者議員及び国家戦略特区ワーキンググループ委員の協力を得つつ運営する。

### 3、開催概要

- 全国のベンチャー企業など新規事業を行う民間事業者等から、現場の具体的ニーズに基づく規制・制度改革に関する提案を随時受け付けるとともに、必要に応じ、ヒアリングを実施する。
- これらを通じ、いわゆる岩盤規制改革など、多くの事業者の共通課題となっている規制・制度改革について重点的・集中的に検討し、改革の方向性を整理できたものから、随時、区域会議に提案する。
- なお、本分科会は、福岡市以外においても開催できることとする。また、国において少なくとも年2回開催するとされている、全国の民間事業者等からの提案募集とも、必要に応じ、密接に連携を図るものとする。

### 4、第1回 分科会について

- 第1回は、早期開催を目指す。
- なお、第2回以降も、高い頻度で開催することとする。

追加規制改革事項等の進捗状況

	事項名	概要	進捗状況
1	外国人創業人材や、地場中小企業のグローバル化等に資する外国人材の受入れ	外国人による起業や地場中小企業のグローバル化を支援するため、起業家等に対する投資最低基準（500万円以上）を引き下げ、法令へ記載する等の透明性向上を図るとともに、基準設定や運用を区域会議に委ねること等により、創業人材とそのスタッフの受入れや留学生等の起業・就職を容易にする新たな仕組みをつくる。	国会において改正法案の審議中
2	法人設立手続きの簡素化・迅速化	グローバル企業も含め、企業の設立等を支援するため、登記・年金等の創業時に必要な各種手続きのワンストップ化や簡素化を行う。	国会において改正法案の審議中
3	創業期の企業を支援するための随意契約要件の緩和	行政発注において、新規性等のある「物品」について認められている随意契約を「役務（サービス）」にも拡大する。	平成27年中に措置（全国的に対応）
4	雇用保険給付の拡大	会社を退職し、創業準備に専念している者について、一定の条件のもとに雇用保険法に定める労働の意思を有するものとみなして保険給付を行う。	厚生労働省より通知発出（創業活動中も給付対象となりうることを明確化）
5	創業期の企業におけるインターンシップの活用	企業がインターンシップで取得した学生情報を広報活動・採用選考活動に使用できる期間に関する申し合わせを、創業期の企業に限り除外する。	採用選考活動時期等について、平成27年度から国全体で後ろ倒しの取組が行われようとしており、その実施状況を踏まえ検討
6	出入国手続きの迅速化・円滑化	MICE参加者等の外国人旅行者の利便性を高めるため、出入国審査に関連する業務の民間委託の拡充など、手続の迅速化・円滑化を進める仕組みをつくる。	入管手続きの迅速化につき、可能な措置から逐次実施
7	航空法高さ制限のエリア単位での緩和	建物ごとの個別審査となっている航空法に基づく高さ制限の緩和承認について、計画的な機能更新を進めている福岡都心部において、一定の地区単位における航空法の高さ制限の緩和承認（高さの事前明示）が得られるように運用の改善を行う。	平成26年11月に措置済
8	税制	創業5年以内の一定の企業を対象とした法人税軽減など創業を支援するための税制改正を行う。	平成27年度税制改正大綱において、エンジェル税制の拡充が決定